

★ ユースエール認定制度のご案内

ユースエール認定制度は、平成 27 年 10 月 1 日施行の若者雇用促進法によって創設された、**若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況などが優良な中小企業**が、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、認定マークを広告、商品、求人広告などに使用でき、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。また、都道府県労働局やハローワークによる重点的なマッチング支援、助成金の加算措置などを受けることができます。



※ ユースエール認定に関する詳細は、厚生労働省「ユースエール認定制度」で検索してください

ユースエール認定制度

検索

＜認定企業のメリット＞

- ◆ ハローワークなどで重点的PRを実施◆ 認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能◆ 自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能◆ 若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算◆ 日本政策金融公庫による低利融資◆ 公共調達における加点評価

＜認定企業一覧＞（平成 29 年 3 月 31 日現在）

事業所名	業種	常時雇用労働者数 (申請時)
アシザワ・ファインテック株式会社（習志野市）	製造業	121 人
株式会社イーエスケイ（木更津市）	情報サービス業	65 人
株式会社ヌーヴェルゴルフ倶楽部（大網白里市）	ゴルフ場	58 人
株式会社こどもの木（浦安市）	児童福祉施設（保育園）	22 人
社会福祉法人康和会（船橋市）	介護老人福祉施設	93 人
アイリープロダクト株式会社（習志野市）	イベント運営事業	15 人
我孫子つくし野病院（我孫子市）	医療業	70 人
社会福祉法人下総会（成田市）	介護事業	88 人
よみうりスポーツ株式会社（市原市）	ゴルフ場	56 人

※認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

【お問い合わせ先】

千葉労働局職業安定部職業安定課若年雇用対策係

電話：043-221-4081 FAX：043-202-5140